

ねんきんコーナー



20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

◆国民年金のポイント

- 将来の大きな支えになります

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

- 老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。



国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳以上60歳未満までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます(国民年金の任意加入は、申し出をした日からとなります)。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。



付加保険料で年金額を増やすことができます

国民年金保険料と一緒に月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢年金に付加保険料が加算されます。

付加保険料の受給額(年額)は、「200円×付加保険料納付月額」で計算されます。2年以上受給すると、納付した付加保険料以上の付加年金が受け取れることとなります。

付加保険料の納付は、申し出をした月分からとなり、定額保険料(令和5年度は、16,520円)を納付していただくことが条件となります。また、国民年金基金に加入されている方や、国民年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することはできません。

付加保険料の申し込み手続きは、役場または、年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

